

令和8年度

社会福祉法人ファミリーケアサービス事業計画

令和8年度社会福祉法人ファミリーケアサービス事業計画（法人全体）

1. 法人の理念

- ・誰もが自らの可能性を最大限に活かせる地域社会をめざして
- ・誰もが安心し、ひとりひとりの暮らしが実現できるように
- ・ご利用者の自律と自立を支え、その意思や願いが尊重されるように
- ・潤いとゆとり、明るさと笑顔の交差点であるように
- ・地域と共に歩み、世代を超えた交流の場であるように

2. 経営方針

- (1) 家庭的で温かいサービスの提供
- (2) 地域共生社会の実現
- (3) 組織統治（ガバナンス）の強化
- (4) 健全で安定的な財務基盤の確立
- (5) 人材の確保・育成

3. 重点課題

- (1) 理念を再確認し、利用者本位のサービスを提供する。
- (2) 収支バランスを把握し、利用率を一層高め、高齢者事業全体として黒字を目指す。
- (3) 改築して完成した障がい児・者等施設「ひだまりてらす」の安定的な運営と利用者へのサービス向上を目指し、一丸となって取り組む。
- (4) ワークライフバランス向上に向けた多様な働き方の検討をし、職員が働きやすい職場環境を整える。
- (5) 深刻な人材確保難に直面している中、職員の定着、新規人材の確保に向けて、時代のニーズに合った広報戦略を実践する。
- (6) 業務の効率化を目指し、デジタル技術の導入やICTの活用を検討する。
- (7) 将来に向けて安定的な経営基盤を確保するため、法人の事業について再検討する。
- (8) 国が目指す「介護情報基盤とケアプランデータ連携システム」の統合に向けて、情報を収集しながら、システムの導入や業務体制を構築する。
- (9) 2026年労働基準法改正への対応に向けて、規程やルールの変更を視野に十分な検討を行い対応する。

4. プロジェクト推進会議の設置と運用

本年度は、6チーム構成で活動し、重点課題の強化に取り組む。

- (1) デジタル技術・情報発信推進チーム
- (2) 人材確保推進チーム
- (3) 地域貢献・通信広報チーム
- (4) 事業再編・活性化チーム
- (5) 介護情報基盤等対応チーム
- (6) 労基法改正対応チーム

すこやか横手事業計画

1. 基本方針

利用者一人ひとりの意思と人格を尊重し、安心・安全・快適な生活を支えると共に、地域や家族とのつながりを大切にしたサービス提供を行う。多職種連携とICT活用を進め、持続可能で質の高い事業運営を目指す。

2. 目標

- (1) 利用者・家族の生活背景を踏まえた安心で満足度の高いサービスの提供
- (2) 利用率の安定確保による健全な事業運営
- (3) 人材の定着・育成と専門性の向上
- (4) 災害・感染症等に強い事業継続体制（BCP）の確立
- (5) 地域・関係機関との連携と在宅生活支援の充実

3. 重点課題

(1) サービスの質とQOLの向上

利用者の残存機能を活かしたケア、行事や外出支援の充実、リスクマネジメントの徹底により、安心と楽しみのある生活支援をする。

(2) 安定的な事業運営

特養・ショートステイ・デイサービスにおける利用率向上、利用調整の迅速化、居宅支援事業所等との連携を図る。

(3) 人材育成・定着

法人理念・職業倫理の共有、OJT・研修の充実、役割の明確化によりチーム力を高め、専門性の高い人材を継続して育成する。

(4) BCP・リスク管理

災害・感染症対応マニュアルの整備、訓練・研修の定期実施により、有事にも継続したサービス提供が可能な体制を構築する。

(5) デイサービス・ショートステイ・居宅支援センターを軸に、地域包括支援センターや医療機関、市町村と連携し在宅高齢者と家族を支える。

ケアハウスすこやか横手事業計画

1. 基本方針

契約に基づくサービスを通し、入居者一人ひとりに寄り添い、心身ともに安心して充実した生活を支援する。

2. 目標

～「健康の維持」「生きがいづくり」「尊厳の保持」入居者主体の生活を提供する～

- (1) 個々の生活ニーズに応じた支援体制の充実を図る。
- (2) 健康管理と活動支援を通じ、生きがいのある生活を提供する。
- (3) 家族・関係機関と連携し、安心・安全な生活環境を整える。

3. 重点課題

- (1) 個別ケアを基本とした自立支援の推進
- (2) 健康管理および感染症対策の徹底
- (3) 相談・苦情対応を通じた尊厳ある生活支援
- (4) 住環境の整備による快適な生活の確保
- (5) 家族・地域との連携強化
- (6) 安定した運営体制の確保と職員の資質向上

すこやか大雄事業計画

1. 基本方針

利用者等の尊厳保持や自立支援を踏まえ、思いや願いにも寄り添いながら、家族等への支援も含めた「ゆとりと潤いのある生活」を目指す。

2. 目標

基本方針の方向性を踏まえ、職員間の連携及び多職種協働による、個別性を重視したサービス提供を行う。

3. 重点課題

- (1) 事業所内での感染症蔓延防止のための情報共有及び必要物品の安定的確保。
- (2) 継続的な学習や環境への配慮等による認知症ケアの実践力向上。
- (3) 利用者等との適切なコミュニケーション及び接遇対応力向上に向けた取り組みの実施。
- (4) 自己決定や自立支援を踏まえて立案した計画書に基づいた、多職種連携によるサービス提供の継続。
- (5) 定期的な施設内学習及び外部情報活用による知識等習得及び、良質なサービス提供をするための、専門職として互いの技術を確認する機会の確保。
- (6) 介護職員による特定行為の研修受講における、手技向上機会確保の継続。
- (7) 利用者等の状態に応じた介護用品の適切な活用の継続。
- (8) 嘱託医及び協力医療機関との連携による、利用者等の体調悪化を最小限に留める取り組みの継続。
- (9) 嘱託医の協力に基づく、家族・多職種連携による終末期ケア体制の継続。
- (10) 身体拘束の適正化へ向けた取り組みの継続。虐待防止への連携継続。
- (11) リスクマネジメントに基づいた取り組みの実施継続。
- (12) 季節の行事や日常の活動実施による、利用者等の生活面充実への取り組み。
- (13) 利用者等が不安なく生活を送るための、家族等との持続的な連携。
- (14) ICT 機器類の有効活用による業務効率化への取り組みの継続。
- (15) 具体的な情報管理に基づいた設備・備品整備の継続。修繕・更新の円滑な実施及びコスト抑制への対応の継続。
- (16) 情報管理及び候補者選定の効率化、顧客獲得に向けた取り組みの円滑の実施による安定的な利用率を維持しながらのサービス提供の実施。
- (17) 地域包括ケア体制深化の一端を担うよう、総合相談窓口の役割を努めること及び、地域包括支援センター等関係機関・関係者との持続的な連携の促進。
- (18) 感染症や大規模災害に備えた事業継続計画(BCP)運用と見直しの継続。
- (19) 介護情報基盤の普及に向けての情報収集とシステム導入への取り組み。科学的介護情報システム(LIFE)活用への取り組みの実施。
- (20) 労働基準法改正も見据えた、厨房環境を中心とした業務環境及びプロセスの見直し(ニュークックチル導入、効率的な業務体制の検討等)

すこやか森の家事業計画

1. 基本方針

入居者を尊重し、安心して暮らせる生活の場づくりに努め、暮らしに総合的に関わりながら、ゆとりある生活が確保できるよう環境と日常生活の援助体制の確立に努める。

在宅で生活されているご利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助及び機能訓練を行い、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図り在宅生活の継続を支援する。

2. 目標

施設のコネプト「心ゆたかに」に基づき、各事業所のコンセプトを意識したサービスを行う。特養 三丁目「つどい」、四丁目「家族だんらん」、五丁目「もう一つの我が家」、ショートステイ「湯・結・優」、デイサービス「いこい」

3. 重点課題：目標・コンセプトの実現のための具体策

- (1) 安定的な運営の為の入居率及び収入の確保
 - ① 退居後3週間以内での新規入居に向けた受け入れ調整
 - ② 医療的ケアの充実を図り入院率の減少を目指す

- (2) 居住環境面の充実
 - ①入居者に合わせた安全かつ清潔な環境の確保
 - ②設備・備品のメンテナンス及び更新計画の検討
- (3) ひとりひとりの暮らしが実現できる支援の実施
 - ①入居者が望む生活を実現するためのケアの見直しと提供
 - ②③入居者が楽しめる活動の提供
 - ④その人らしい個々の生活を支援する為のケアマネジメントの展開
 - ⑤看取り対応の充実、アドバンス・ケア・プランニングの実施
- (4) 介護サービスの質の確保と業務効率化(生産性の向上)の検討
 - ①医療的ケアにおける学習及び研修の受講(介護職員等によるたん吸引研修)
 - ②新任職員のフォローアップ
 - ③職務経験に応じたスキルアップ研修の実施(外部研修への参加)
 - ④安定的な職員体制の確保
 - ⑤ユニットを超えたチームワークの強化と役割に応じた職員個々の役割の明確化
 - ⑥ICTの活用による適切な情報共有と業務改善をはじめとする業務効率の向上
- (5) 健康で安心した生活の支援
 - ①医療機関との協力・連携による、入居者の健康管理及び疾病の早期発見・早期治療
 - ②マニュアルに基づいた感染予防及び感染対策の徹底
 - ③個々の入居者に合わせた、生活リハビリの実施継続
 - ④定期的な口腔衛生状態・機能の評価を行い、専門職の助言による口腔管理の実施
 - ⑤日常の健康管理の充実
 - ・集団検診実施 ・インフルエンザワクチン接種 ・新型コロナワクチン接種
 - ・定期検査実施 ・適切な薬剤、薬品の管理 ・施設内感染発生状況の把握
- (6) 危機管理への取り組み
 - ①業務継続計画(災害・感染BCP)の周知と定期的な見直しを実施
 - ②業務継続計画(災害・感染BCP)に基づいたシミュレーション研修の実施
 - ③災害用備品の確保と管理
- (7) 計画に基づいた「健康」を意識した食の提供
 - ①食の安全と衛生管理の徹底による安心した食事の提供
 - ②行事食の実施による食事を楽しめる機会の確保
 - ③入居者の意思を尊重した外食希望時の支援
 - ④栄養ケアマネジメントの充実により入居者の栄養状態の維持及び改善を図る。
- (8) 地域との連携
 - ①婦気町内会行事への協力と災害時の連携強化
 - ②実習生等(高校生、専門学校、大学等)の受け入れ
 - ③状況に応じたボランティアの受け入れ

シルバーホームいきいきの郷事業計画

1. 基本方針

入居者・利用者が「いきいき」とした生活ができるよう、良質なサービスを提供する。また、地域との繋がりを深めると共に、介護・医療が必要な方や経済的・社会的に困窮している方を積極的に受け入れ支援する。

2. 運営目標

- (1) 入居者・利用者の多様な要望に応え、良質な介護サービスを提供し、生活の質の向上を目指す。
- (2) 在宅サービス事業において、利用者の「できる」ことを大切にすることで、心身の機能を維持し、在宅生活を継続できるようにする。
- (3) 感染症や災害が発生した場合でも、介護サービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築する。

3. 重点課題

- (1) 入居者本位の介護の実践と個別ケアを推進する。
- (2) 多職種連携体制の確立と接遇を徹底する。
- (3) 健康管理体制および感染症対策を強化する。
- (4) 災害対策および事業継続計画（BCP）の見直し等を行い、その運用を図る。
- (5) 高齢者虐待防止および身体拘束適正化を推進する。
- (6) 認知症ケアの質の向上を図る。
- (7) 人材育成および教育・研修体制を再整備する。
- (8) 生産性向上に向けた取組を推進する。
- (9) 提供目標の達成に向けて利用調整と受入れ体制の連携を強化する。

すこやか館合事業計画

1. 基本方針

「楽しく、優しく、すこやかに」を職員信条として、住み慣れた地域で自立(自律)した暮らしが継続できるようにサービス提供を行う。

2. 目標

- (1) 入居者・利用者と家族が望む生活を継続できるよう、他職種協働のケアマネジメントに基づいたサービスを提供し、生活の質維持・向上に努める。
- (2) 安定した稼働を維持し施設運営の健全化を図る。
- (3) 人材の育成と、職員の意欲と労働環境の向上。
- (4) 防災、感染症への危機管理の徹底。
- (5) 地域との密接な関係性を深める。

3. 重点課題

- (1) 専門的な技術・知識・価値観・倫理に基づく質の高いサービスの提供。
- (2) 安定稼働の確立と持続可能な施設運営のため、先進技術導入や職員の意欲、スキル向上を目指し、生産性の向上と効率化を図る。
- (3) 施設全体の諸問題の早期発見と解決、個別のフォローアップによる職員定着を図る
- (4) 日常からの防滅災、感染症への危機管理意識の醸成と機能強化
- (5) 地域に潜在するニーズの把握に努め、地域社会の一員として日々の感謝の意を表し、貢献できる取り組みを通して交流を図る。

県南愛児園ドリームハウス事業計画

1. 基本方針

入所児童ひとりひとりの権利及び人権を尊重し、子どもたちが安心・安全な生活をおくることができる施設を目指し、子どもの最善の利益のために自立と自律を支え、家族機能の再構築を図れるよう援助・支援を行っていく。

2. 目標

- (1) 基本的な生活習慣を確立する。
- (2) 児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援、学習支援自立支援及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育する。
- (3) 児童の自主性を尊重しつつ、豊かな人間性及び社会性を育み、児童の心身のすこやかな成長と、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるようにする。

3. 重点課題

- (1) 児童が様々な権利を有することを明確化し、児童見守り委員会等の活動を通し様々な指標を取り入れ、客観的な視点を持てるようにする。
- (2) 生教育、権利擁護、給食、スキルアップの各委員会による研修会・勉強会を定期的に継続開催し、生活改善に努める。
- (3) 職員の研鑽ならびに資質向上を図り、スーパーバイザー養成とその時間の確保等の体制を整備することに努め、よりよい生活環境及び人を育てる職場環境を構築する。
- (4) 地域に密着したグループホームで子どもたちの生活を支援しながら、子どもたちに安心・安全な生活環境を提供する。
- (5) 本体施設の一時保護専用室、親子機能訓練室、ショートステイ室などを活用し、地域子育て支援のバックアップをする。
- (6) 施設内外の環境を子どもたちにとってより良いものにしていくために、検討し整備を進める。

ひだまりてらす事業計画

1. 基本方針

利用者やその家族が、地域で安心し、自己実現できる生活が送れるように支援する。

2. 目標

- (1) 障がいのある児童個々に応じた発達支援が行えるよう専門性を高め、地域の関係機関との連携を強化し、児童とその家族を多面的に支援する。
- (2) 障がいのある利用者の主体性と尊厳を大切にし、自己決定と障害福祉サービス計画に基づく支援をする。
- (3) ひとり親家庭等が直面する多様な諸問題に対して、総合的な方法により、自立した生活が送れるよう支援する。

3. 重点課題

- (1) 個別に応じた支援計画を作成し、その計画に基づく支援を提供する。
- (2) 施設・設備を有効に活用し、利用者へのサービス向上に結びつける。
- (3) 関係機関・関係者との協力・連携体制を構築する。
- (4) 地域住民との協力関係を構築する。
- (5) 事業内容を広く知ってもらいと共に理解を得るため、広報活動等による情報発信をする。
- (6) 報告・連絡・相談体制を構築し、事業所間の連携を図る。
- (7) 事業所内外の研修を通して職員の専門性の向上を図る。
- (8) 事業継続計画（BCP）を作成し、各事業所が連携して災害・感染症等に対応できる体制を確立する。